

浅麓水道企業団告示第4号

浅麓水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 2月25日

浅麓水道企業団

企業長

柳田 浩三

## 浅麓水道企業団条例第3号

浅麓水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

浅麓水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年浅麓水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第18条中「ため1日の勤務時間の」の次に「全部又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。